

「資格情報のお知らせ」をお届けします

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2月から現行の健康保険証が廃止され、**マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）**を基本とする仕組みになります。その準備として、9月から順次「資格情報のお知らせ」をご加入者一人ひとりにお届けいたします。届いたら、内容に誤りがないかご確認いただき大切に保管してください。

ご加入者の皆様へのお願い

① マイナンバーの下4桁をご確認ください

当健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。

② 現在扶養していないご家族が含まれていないかご確認ください

「資格情報のお知らせ」は、1人につき1枚です。就職、別居などにより現在扶養していないご家族の分が届いた場合は、そのご家族が被扶養者として登録されたままになっておりますので、速やかに扶養削除の手続きをお願いいたします。

イメージ

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは変更できません。

あなたの加入する健康保険の資格情報

記号	9999	番号	9999999 (後置) 99
氏名	N	-----	N
フリガナ	X	-----	X
貴族割合	N	-----	N
資格取得年月日	N	-----	N
保険証名	N	-----	N

あなたの個人番号（マイナンバー）
第五、社会保障のカードとして活用されている個人番号（マイナンバー）は、決まっておりますのでご確認ください。
（12桁のうち4桁のみ表示）

個人番号 * * * * * 9999 ※12桁のうち4桁のみ表示しています。

スマートフォンでの資格情報確認方法
スマートフォンをお持ちの方は、右記の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

「マイナ保険証」が利用できない場合
マイナ保険証の読み取りができない場合は、スマートフォンでの資格情報確認と同様に健康保険等の交付で表示することで変更いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに健康保険等の交付で表示することで変更いただけます）。
※なお、「資格情報のお知らせ」は、届いた時点で有効です。

資格情報のお知らせ
（健康保険）
記号 9999 番号 9999999 (後置) 99
氏名 N
フリガナ X
貴族割合 N
資格取得年月日 N
保険証名 N
※表示には、必ず「マイナ保険証」と合わせてご確認ください。

当健保組合にマイナンバーの届出がない方※にはお送りしていません。

直近（令和6年6月以降）に加入された方や新生児、海外転出されている方などの分は届かない場合があります。

※マイナンバーの届出先は事業主（被保険者の勤務先）です。事業主からマイナンバーの提出を求められた場合にはすみやかにこれに応じてください。（任意継続被保険者の方は、健保組合へ直接届出いただきます。）

● 「資格情報のお知らせ」はこんなときに使用します

① 医療機関にカードリーダーがないとき、不具合でカードリーダーが使えないとき

「マイナンバーカード」と「資格情報のお知らせ」をセットで提示することで、保険診療が受けられます。

② 健保組合へ申請するとき

申請書に記入する記号・番号を確認することができます。

● マイナポータルからも確認できます

・ご自身の資格情報は、**マイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」**からも確認することができます。

・マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしておくことで、**スマホ画面で「資格情報のお知らせ」として利用**できます。

健康保険証廃止に向けてお早めにご準備ください

①マイナ保険証を準備・利用してみましょう

現在の健康保険証は、最長で令和7年12月1日まで（※）使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。

※有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合は、その有効期限まで。

退職などにより当健康保険組合の資格を喪失したり、再雇用や氏名変更などで保険証の内容に変更があったりしたときは、その時点まで。

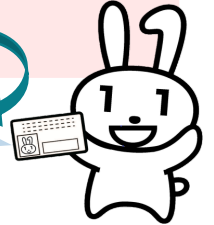
Step 1 マイナンバーカードを取得する

- ・オンライン申請
- ・郵送による申請
- ・まちなかの証明写真機からの申請

Step 2 マイナンバーカードを健康保険証として登録する

- ・マイナポータルから登録
- ・セブン銀行ATMで登録
- ・医療機関・薬局の受付で登録

受診時に、病院の窓口のカードリーダーから登録ができます。
すぐに利用の予定がなくても、カードの取得（Step1）は済ませておくとう安心です！



マイナ保険証の使い方

画面の指示にしたがって操作すればOK！ 基本的な流れを以下にご説明します。

顔認証つきカードリーダーに
マイナンバーカードを置く

※カードのカバーは外す

画面に顔を映して本人確認
（4桁の暗証番号入力でもOK）

診療・お薬情報、健診情報
の提供について同意する

※同意することで、医師等がお薬情報
と健診情報を見ることができます

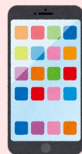
受付完了！

※カードの取り忘れに注意

②念のため、マイナ保険証が使えない場合に備えておきましょう

従来の保険証と同様、マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。カードリーダーがない医療機関を受診するときや不具合でカードリーダーが使えないときなどマイナ保険証が使えない場合に備えて、マイナポータルの資格情報画面または資格情報のお知らせをご用意いただきますようお願いします。

Case 1 マイナンバーカードと スマホを持っている



資格情報のお知らせに記載されたQRコードから
マイナポータルにログインし、資格情報画面を
スマホにダウンロードしてください。

※初めてマイナポータルにログインする場合は
マイナンバーカードでの認証や利用者情報の登録が必要です。

Case 2 マイナンバーカードは 持っているが、 スマホは持っていない

※マイナポータル対応機種
のスマホを持っていない方も含む



資格情報のお知らせ（様式の右下を切り取った
ものでも可）をマイナンバーカードと一緒に
携帯してください。